

埼玉県幸手保健所 会計年度任用職員募集要項【一般事務・短期】

次のとおり、会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2に規定される一般職の地方公務員であり、地方公務員法による守秘義務等の適用があります。

1 職務内容

以下に係る台帳入力、電話対応、窓口対応、書類整理及び電子申請の処理

- (1)食品衛生に関すること
- (2)薬事衛生に関すること
- (3)薬物乱用防止に関すること
- (4)薬事団体・協議会に関すること

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)パソコンの基本操作ができる方
- (2)明るく誠実で協調性のある方
- (3)公務員としての高い自覚を持ち、県民の立場に立って職務を遂行できる方
- (4)強い責任感と熱意を持って職務を遂行できる方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和6年12月2日(月)から令和7年3月19日(水)まで

(2)勤務時間・勤務日

原則、週3日:23時間15分(8時30分～17時15分(7時間45分/日))

※休憩時間:12時00分～13時00分(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

勤務日及び勤務時間(例) 月・水・金 8時30分～17時15分(7時間45分/日)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

(4)休暇

県の規定によります。

(5)報酬日額(7時間45分/日)

8,730～10,600 円/日 (※学歴・経験により決定します。)

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県保健医療部幸手保健所内

所在地:〒340-0115 幸手市中1-16-4

※ 勤務条件は、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和6年11月11日(月)【**必着**】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

ただし、応募状況により、期限前でも募集を締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参とします。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日8時30分から12時00分、13時00分から17時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県幸手保健所内の会場で令和6年11月13日(水)に実施する予定です。時間及び場所については、第一次審査通過者に連絡します。

なお、応募書類の返却はいたしません。

(3)最終結果

第二次審査の受験者全員に結果を連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒340-0115 幸手市中1-16-4

担 当:埼玉県幸手保健所 総務・地域保健推進担当

電 話:0480-42-1101